別表第五㈢の表の備考１中「年金」の次に「並びに非居住者に支払う法第209条第２号に掲げる年金」を加え、「使用すること」を「使用することとし、これらの年金が第86条第２項に規定する相続等生命保険年金（以下この表において「相続等生命保険年金」という。）である場合には、その契約ごとに作成すること」に改め、同表の備考２中「支払調書の」を「支払調書を、相続等生命保険年金以外の年金について提出するときにおける」に改め、同表の備考２㈣中「掛金額」を「保険料又は掛金額」に改め、同表の備考２㈦中「㊝」を「(非)」に改め、同表の備考３を同表の備考４とし、同表の備考２の次に次のように加える。

３　この支払調書を、相続等生命保険年金について提出するときにおける記載の要領は、次による。

⑴　「住所又は居所」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。

⑵　「年金の種類」の欄には、令第185条第１項第１号から第５号までに規定する確定年金、終身年金、有期年金、特定終身年金又は特定有期年金の種類を記載すること。

⑶　「年金の支払金額」の項には、その年中に支払の確定したものを記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払つていないものについては、これを内書すること。

⑷　「年金の支払金額に対応する保険料又は掛金額」の項には、その年金に係る令第326条第３項第１号の規定により計算した金額を記載すること。

⑸　その年金に係る第86条第１項第３号に掲げる剰余金又は割戻金の額がある場合には、その金額を「年金の支払金額」の欄に外書すること。

⑹　「年金の支払開始日」の項には、その年金に係る令第185条第１項第１号に規定する支払開始日を記載すること。

⑺　「残存期間年数」の項には、その年金に係る令第185条第１項第１号イに規定する残存期間年数を記載すること。

⑻　「支払開始日年齢」の項には、その年金の支払を受ける者の令第185条第１項第２号から第５号までに規定する支払開始日余命年数に係る第86条第２項第２号に規定する支払開始日年齢を記載すること。

⑼　「支払期間年数」の項には、その年金に係る令第185条第１項第３号又は第５号に規定する支払期間年数を記載すること。

⑽　「保証期間年数」の項には、その年金に係る令第185条第１項第４号イ又は第５号イに規定する保証期間年数を記載すること。

⑾　「支払総額又は支払総額見込額」の項には、その年金に係る令第185条第１項第１号に規定する支払総額又は同項第２号から第５号までの規定によりその年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべきものとされる金額の計算の基礎となるべき支払総額見込額を記載すること。

⑿　「支払総額等のうちに保険料又は掛金額の占める割合」の項には、その年金に係る令第185条第１項第８号又は第９号に規定する割合を記載すること。

⒀　「年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額」の項は、その年金が令第185条第２項の規定の対象となる年金である場合に記載すること。

⒁　支払を受ける者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。

別表第五㈣の表を次のように改める。

**別表第五（十四）**

平成　年分　損害保険契約等の年金の支払調書

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 支払を受ける者 | 住所又は居所 | | | | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | | | | |
| 年金の種類 | 年金の支払金額 | | | 年金の支払金額に対応する保険料又は掛金額 | | | 差引金額 | | | 源泉徴収税額 | | | |
| | | 千 | 円 | | 千 | 円 | | 千 | 円 | | 千 | 円 | |
| 契約者 | 住所（居所）又は所在地 | | | | | | 氏名又は名称 | | | | | | |
| 相続等損害保険年金に該当 | 年金の支払開始日 | | | 残存期間年数 | | | 支払開始日年齢 | | | 支払期間年数 | | 保証期間年数 | |
| | 年　月　日 | | | 年 | | | 歳 | | | 年 | | 年 | |
| | 支払総額又は支払総額見込額 | | | 支払総額等のうちに保険料又は掛金額の占める割合 | | | 年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額 | | | | | | |
| | | 千 | 円 | % | | | | | | 千 | 円 | | |
| （摘要） | | | | | | | | | | | | | |
| 支払者 | 所在地 | | | | | | | | | | | | |
| | 名称 | （電話） | | | | | | | | | | | |

（用紙　日本工業規格　A6）

別表第五㈤の表の備考１中「年金」の次に「並びに非居住者に支払う法第209条第２号に掲げる年金」を加え、「使用すること」を「使用することとし、これらの年金が第87条第２項に規定する相続等損害保険年金（以下この表において「相続等損害保険年金」という。）である場合には、その契約ごとに作成すること」に改め、同表の備考２中「支払調書の」を「支払調書を、相続等損害保険年金以外の年金について提出するときにおける」に改め、同表の備考２㈡中「保証期間付有期型年金等」を「特定有期型年金等」に改め、同表の備考２㈣中「掛金額」を「保険料又は掛金額」に改め、同表の備考２㈦中「㊝」を「(非)」に改め、同表の備考３を同表の備考４とし、同表の備考２の次に次のように加える。

３　この支払調書を、相続等損害保険年金について提出するときにおける記載の要領は、次による。

⑴　「住所又は居所」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。

⑵　「年金の種類」の欄には、令第186条第１項第１号又は第２号に規定する確定型年金又は特定有期型年金の種類を記載すること。

⑶　「年金の支払金額」の項には、その年中に支払の確定したものを記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払つていないものについては、これを内書すること。

⑷　「年金の支払金額に対応する保険料又は掛金額」の項には、その年金に係る令第326条第３項第２号の規定により計算した金額を記載すること。

⑸　その年金に係る第87条第１項第３号に掲げる剰余金又は割戻金の額がある場合には、その金額を「年金の支払金額」の欄に外書すること。